



平成 27 年 8 月 28 日

編集・発行

北塩原村住民課

☎0241-23-3113

Eメール

seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

『東日本大震災』関連情報

■村内の各地区及び幼稚園・小中学校の放射線量の測定値について

単位(マイクロヘルツ/時)

	北山地区 (役場前)	大塩地区 (活性化センター前)	桧原地区 (桧原出張所前)	裏磐梯地区 (裏磐梯合庁前)
8月 5日	0.066	0.092	0.108	0.082
8月19日	0.066	0.087	0.099	0.079

※測定方法は、リアルタイム線量測定システムで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロヘルツ/時)

	さくら小	裏磐梯小	第一中	裏磐梯中	さくら 幼稚園	裏磐梯 幼稚園
8月 5日	0.113	0.090	0.110	0.118	0.087	0.089
8月19日	0.108	0.086	0.107	0.104	0.083	0.084

※測定方法は、リアルタイム線量測定システムで測定。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■村内の公共施設等の放射線量の測定値について

単位(マイクロヘルツ/時)

	構造改善 センター玄関前	グリーンセンター 玄関前	自然環境活用 センター玄関前	保健センター 玄関前	芙蓉保育園 玄関前
8月 5日	0.090	0.110	0.090	0.080	0.090
8月19日	0.090	0.070	0.100	0.090	0.090

※測定方法は、地面から1mの高さで測定。【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロヘルツ/時)

	明治大学セミナー ハウスグラウンド	スポーツパーク 桧原湖グラウンド	いこいの森 ふれあい広場	村民体育館 玄関前	村民 グラウンド
8月 5日	0.110	0.120	0.070	0.090	0.100
8月19日	0.100	0.120	0.080	0.090	0.090

※測定方法は、地面から1mの高さで測定。【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では8月18日に採水しましたモニタリング検査をはじめ過去156回実施しております。検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課建設班 電話0241-23-3261

■学校給食食材放射性物質検査事業について

村では、子供達に安全安心な給食を提供するため、毎日給食提供前に食材の検査を実施しております。村内各小中学校が8月25日に2学期を開始しますので検査も併せて再開致します。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■自家用野菜等の放射性物質検査（無料）を実施しています！

北塩原村構造改善センター(北山)内に北塩原村農産物検査室を設置し、自家用野菜・土壌・肥料等の検査を実施しています。

特に、「きのこ」「山菜」につきましては、放射性物質の吸収率が非常に高いことから、「野生」、「栽培」に関わらず事前に検査されることをお勧めします。

なお、非破壊式の検査器も導入となりました。自家用野菜やきのこ・山菜等、刻まずにそのままの状態を検査するため、持ち込まれた方へお戻しすることが出来るようになりました。

希望される方は、水曜日を除く平日の午前9時から午後4時までに、下記の問い合わせ先に申込みをお願いします。

【問合せ先】北塩原村農産物検査室 電話0241-23-0536

■農林産物のモニタリング検査実施について

昨年同様、県のモニタリング検査が実施されております。それぞれ3点以上の検査が必要ですが、昨年検出しなかった農産物は1点以上でよいことになりました。

なお、コシアブラ、葉ワサビ及び、野生きのこは基準値以内でも販売できませんのでご注意ください。

①モニタリング検体の採取と検査日

◎農産物

毎週火曜日～水曜日の11:00頃まで役場に着けば2日後に結果が判明します。それ以降は翌週となります。

◎林産物

毎週月曜日9:00まで役場に着けば翌日に、その後～水曜日11:00頃まで役場に着けば金曜日に結果が判明します。

◎採取量

農林産物共に原則1Kg。数量困難品目は500g程度でよいものもありますので、農林課農林班にお問い合わせください。

②「栽培きのこ」を販売される方へ

きのこは放射性物質の吸収率が非常に高いことから、検査が念入りに行われております。検査はロット単位に次の手順で行われます。

◎生産資材検査

「きのこ」の発生1ヶ月前に生産資材(ほだ木、菌床)の検査を受け、基準値以内であれば「きのこ」の検査を受けることができます。この段階で「廃棄対象」とされたほだ木や菌床は使用できません。基準値以内であれば、以後検査する必要はありません。

◎「きのこ」検査

生産資材が基準値以内であれば、そこから発生した「きのこ」の検査を行い基準値以内であれば出荷できます。翌年以降も出荷前に検査が必要です。(きのこは軸をつけたまま洗わずに出してください。)

なお、生産資材検査が終了するまで「きのこ」の検査を受けることができませんので注意してください。

③その他

穀類(秋そば、大豆、小豆)のモニタリング検査は、旧市町村毎に1点検査し基準値以内であれば出荷可能となります。検体は希望すれば返却されます。

出荷予定者のご協力をお願いします。

【問合せ先】農林課農林班 電話0241-23-1334

■原子力事故損害賠償請求「巡回相談」の実施について

○巡回相談日時・相談方法 **9月16日(水)** ※第3水曜日 午前10時～午後4時 **【時間予約制】**

※巡回相談日にご予約がない場合は不在となります。

○予約方法 予約専用電話 0242-24-0710

○予約受付時間 午前9時～午後5時 予約の最終受付は前日の午後4時まで[土日・祝日を除く]

○対象となる方

原子力発電所の事故により、風評被害に伴う減収などの損害を被られた観光業・商工業・サービス業・農林業を営まれている方

○開催場所

北塩原村自然環境活用センター(巡回相談日以外にも アピオスペースでは月曜日～土曜日(祝日を除く)の午前9時～午後5時までご相談を実施しています。)

【問合せ先】総務企画課企画室 電話0241-23-3112

■原子力損害賠償紛争解決センターについて

原子力事故による営業損害等について、東京電力が提示する条件では合意できない・東京電力に被害を申し出たが賠償されない・裁判をするのは手続きが難しいと感じられる方に対して、原子力損害賠償紛争解決センターでは個人の事情に応じた和解の仲介業務を行っています。当センターは(1) **中立・公平な立場の仲介委員(弁護士)**が当事者の間に入り、(2) **裁判よりも手続きが簡便**で、ご本人様お一人でも申立てができ、(3) **仲介費用は無料**で(ただし、送料などの実費は発生します。)ご利用いただけます。農協等を経由した東京電力への直接賠償で賠償金を受領したが、個別の事情があるため賠償金額の算定に不満のある被害者の方々等の申立ても受け付けます。下記の当センター福島事務所会津支所までお越し頂くか、受付電話にお問い合わせください。

【支所の住所、受付電話番号】原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所会津支所

住 所 会津若松市一箕町松長1-17-62 電 話 0120-377-155

■「風評被害払拭用トラック」を貸し出します！

「北塩原村風評被害払拭用トラック(3tコンテナウイング式 全長5.8m)」を貸し出しています。

これは、村民の皆様が原発事故による風評被害払拭に向けた農産物等の販売イベント等を実施される場合に活用できるものです。

なお、**団体へ補助(1回3万円)を実施**しておりますので、貸し出しの要件等、詳しくは村役場農林課にお問い合わせください。



【問合せ先】農林課農林班 電話0241-23-1334

■吾妻山の火山活動について

吾妻山(浄土平付近)の火口周辺規制「噴火警戒レベル2」は現在も継続中です。このため、吾妻山(浄土平付近 大穴火口)から500mの範囲は立ち入りが禁止されています。今後もテレビ、ラジオ等で常に最新の情報をご確認願います。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113